

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	地方税の納付管理および滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南魚沼市は、地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南魚沼市長

公表日

令和6年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収納管理および滞納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、たばこ税、入湯税の収納情報、滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。
③システムの名称	収納システム、口座システム、口座振替システム、滞納整理システム、滞納管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南魚沼市総務部総務課 南魚沼市六日町180-1 025-773-6660
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南魚沼市総務部総務課 南魚沼市六日町180-1 025-773-6660

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 宮田 篤	税務課長 梶山 伸也	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 梶山 伸也	税務課長 関 浩二	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 関 浩二	税務課長	事後	規則改正による様式変更
令和1年6月30日	IV リスク対策		新規追加	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和4年12月20日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の収納情報、滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。	地方税法等の規定に則り、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、たばこ税、入湯税の収納情報、滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。	事後	
令和4年12月20日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	収納システム、口座システム、口座振替システム、滞納整理システム、滞納管理システム	収納システム、口座システム、口座振替システム、滞納整理システム、滞納管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和4年12月20日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年12月20日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二 27の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月20日	Ⅳリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	